

予算特別委員会資料

# 令和3年度予算説明書

建 築 住 宅 局

## 目 次

	頁
I 令和3年度予算の概要 .....	1
II 予 算 総 括 表 .....	3
III 一 般 会 計	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	6
2 歳入予算の説明 .....	8
3 歳出予算の説明 .....	11
IV 市 営 住 宅 事 業 費	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	16
2 歳入予算の説明 .....	18
3 歳出予算の説明 .....	22
4 債務負担行為の説明 .....	26
V 関 連 議 案 .....	27

# I 令和3年度予算の概要

## 令和3年度 建築住宅局 予算の概要

令和3年度は、安心して豊かな住生活の実現に向け、住生活を取り巻く新たな情勢の変化に対応した取り組みを推進する。また、すべての建築物が安全で安心となるよう、空家空地対策や住宅の耐震化、質の高い市有建築物の整備・保全等に取り組む。

### 1. 住まいに関する総合支援

- (1) 若年・子育て世帯の市内への定住・転入の促進を図るため、住宅ストックを活用し、ライフステージに応じた住まいの総合的な支援を実施する。
  - ・若年夫婦・子育て世帯の住宅取得の補助の拡充
  - ・新婚世帯の住み替え費用の補助の拡充
  - ・子育て世帯の住み替え費用の補助
  - ・近居・同居する親・子世帯の住み替え費用の補助の拡充
  - ・ひとり親世帯に対する家賃補助 等
- (2) 周辺の住環境に悪影響を及ぼすマンションの発生を予防するため、管理組合による適正管理を促進する。
  - ・分譲マンション管理状況の届出制度等の推進

### 2. 市営住宅のマネジメント推進及び適正管理

- 市営住宅マネジメント計画の推進により、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減を図る。
- ・再編（廃止・建替え）、改修（エレベータ設置等）
  - ・民間活力を活用した市営住宅の建替え（桜の宮住宅・東多聞台住宅）
  - ・市営住宅の適正管理（募集、コミュニティ活性化対策、家賃滞納者・不正入居者・ペット飼育者等への対応等）
  - ・学生向け特定目的住宅の募集及び目的外使用による学生への市営住宅提供 等

### 3. 空家空地対策の推進

- 神戸市空家等対策計画に基づき、人口減少に伴い、増加しつつある管理不全の空家空地解消への取り組みを進める。
- ・老朽空家等の解体費用の補助
  - ・管理不全空き家等の所有者への法令に基づく助言・指導や相談員派遣の実施 等

### 4. 耐震化の推進

- 神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えて建築物等の耐震化を促進する。
- ・住宅・建築物の耐震化
  - ・危険ブロック塀等の撤去助成 等

### 5. 市有建築物の整備及び維持・保全

- 市有建築物を適切に整備し、木材利用を促進するとともに、老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るための健全な維持・保全に取り組む。
- ・市有建築物の建設・改修等にかかる設計・工事の実施
  - ・施設保全パトロール及び安全対策補修
  - ・木材利用の促進
  - ・異常高温対策の推進 等



## Ⅱ 予 算 総 括 表

## Ⅱ 予算総括表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
会 計 別	金 額	備 考	会 計 別	金 額	備 考
一 般 会 計	2,607,097	別紙説明書のとおり	一 般 会 計	5,209,743	別紙説明書のとおり
市 営 住 宅 事 業 費	31,739,440	〃	市 営 住 宅 事 業 費	31,739,440	〃
合 計	34,346,537		合 計	36,949,183	





# Ⅲ 一 般 会 計



### Ⅲ 一般会計

#### 1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
17 使用料及手数料		61,857
	2 手数料	61,857
18 国庫支出金		833,207
	2 補助金	833,207
19 県支出金		137,003
	2 補助金	137,003
20 財産収入		2,033
	1 財産運用収入	2,033
21 寄附金		660
	1 寄附金	660
24 諸収入		1,513,337
	3 事業収入	600,219
	5 貸付金元利収入	896,505
	7 雑収入	16,613
25 市債		59,000
	1 市債	59,000
歳 入	合 計	2,607,097

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総務費		702,510
	4 財産管理費	702,510
11 住宅費		4,507,233
	1 住宅総務費	4,507,233
歳 出	合 計	5,209,743

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	61,857	61,857	—	
2 手数料	61,857	61,857	—	
1 証紙収入	24,810	24,810	—	
1 証紙収入	24,810	24,810	—	建築確認申請等手数料 (会計室所管)
8 土木手数料	37,047	37,047	—	
2 計画通知等	37,047	37,047	—	計画通知等手数料
18 国庫支出金	833,207	902,268	△69,061	
2 補助金	833,207	902,268	△69,061	
9 住宅費補助	833,207	902,268	△69,061	
1 公営住宅建設事業等 推進費補助	767,412	862,968	△95,556	補助率 10/10,1/2,4.5/10,2/5 又は1/3
3 住宅市街地総合 整備費補助	4,500	17,250	△12,750	補助率 10/10又は1/2
4 新婚新生活支援 事業費補助金	60,395	19,800	40,595	補助率 1/2
5 公的賃貸住宅家賃 対策調整補助金	900	2,250	△1,350	補助率 1/2
19 県支出金	137,003	209,041	△72,038	
2 補助金	137,003	209,041	△72,038	
9 住宅費補助	137,003	209,041	△72,038	
1 共同住宅ソシアリー 改修補助事業補助	745	747	△2	補助率 1/2
2 簡易耐震診断推進 事業費補助	136,258	208,294	△72,036	定額補助,補助率 1/2又は1/4

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
20 財産収入	2,033	2,033	—	
1 財産運用収入	2,033	2,033	—	
2 貸家料	2,033	2,033	—	
7 一般建物	2,033	2,033	—	狩口地域センター貸家料
21 寄附金	660	1,800	△1,140	
1 寄附金	660	1,800	△1,140	
2 其他寄附	660	1,800	△1,140	
10 建築住宅局	660	1,800	△1,140	
24 諸収入	1,513,337	1,448,396	64,941	
3 事業収入	600,219	501,569	98,650	
2 営繕工事事務	600,219	501,569	98,650	市有建築物の設計監理委託料, 事務費等
5 貸付金元利収入	896,505	933,690	△37,185	
3 其他貸付金返還金	896,505	933,690	△37,185	
10 住宅建設資金 貸付金	885,684	914,483	△28,799	インナー高齢無利子融資貸付金 預託金返還金
11 住宅新築資金等 貸付金	10,821	19,207	△8,386	住宅新築資金等貸付金元利返還 金
7 雑入	16,613	13,137	3,476	
9 雑入	16,613	13,137	3,476	
14 建築住宅局	16,613	13,137	3,476	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
25 市債	59,000	61,000	△2,000	
1 市債	59,000	61,000	△2,000	起債承認見込額(行財政局所管)
9 其他	59,000	61,000	△2,000	
2 庁舎等整備事業公債	59,000	61,000	△2,000	
合 計	2,607,097	2,686,395	△79,298	

### 3 歳出予算の説明

#### (2款) 総務費

#### (4項) 財産管理費

(単位: 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	702,510	817,864	△115,354	2,333	59,000	600,219	40,958	
4 財 産 管 理 費	702,510	817,864	△115,354	2,333	59,000	600,219	40,958	
2 営 繕 費	702,510	817,864	△115,354	2,333	59,000	600,219	40,958	諸収入 600,219

#### (2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全、木材利用の促進等を図る。

市有建築物の設計監理委託料等	513,034 千円
施設保全推進事業	122,550 千円
市有建築物の天井部材耐震改修	7,000 千円
木材利用の促進	23,000 千円
シェアードESCO事業化可能性調査	3,266 千円
自家用電気工作物保守点検	31,760 千円
異常高温対策の推進	1,900 千円
計	702,510 千円

## (11款) 住宅費

## (1項) 住宅総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国庫支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
11 住 宅 費	4,507,233	4,826,105	△318,872	967,877	—	966,847	2,572,509	
1 住 務 宅 費	4,507,233	4,826,105	△318,872	967,877	—	966,847	2,572,509	
1 職 員 費	1,662,405	1,734,341	△71,936	—	—	—	1,662,405	
2 住 務 宅 費	1,661,094	1,654,789	6,305	317,842	—	888,838	454,414	使用料及手数料 901 財産収入 2,033 諸収入 885,904
4 建 指 導 費	1,183,734	1,436,975	△253,241	650,035	—	78,009	455,690	使用料及手数料 60,956 寄附金 660 諸収入 16,393

## (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等

1,662,405 千円

(2目) 住宅総務費

市民の安心で豊かな生活の実現のため、住宅ストックの活用・更新による、よりよい住環境の確保を支援する。また、住宅に関する相談・情報提供・普及啓発の機能を担う、神戸市すまいとまちの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

子育て支援住宅取得補助制度	173,200 千円
結婚新生活支援事業	135,911 千円
子育て支援住み替え助成事業等	79,718 千円
親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業	20,170 千円
住宅確保要配慮者の家賃負担補助	53,937 千円
シェアハウスへの転用リフォーム補助	2,500 千円
神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営	146,269 千円
分譲マンション管理支援事業	12,987 千円
インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資	957,901 千円
従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅)	20,045 千円
狩口地域センターの管理	9,136 千円
住宅政策関連経費	49,320 千円
計	1,661,094 千円

(4目) 建築指導費

安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「神戸市空家等対策計画」、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な空家空地対策の推進、耐震化のさらなる促進を図る。

総合的な空家空地対策の推進	500,749 千円
住宅・建築物の耐震化促進	573,881 千円
危険ブロック塀等撤去助成事業	15,000 千円
エレベーター防災対策改修補助	5,870 千円
共同住宅バリアフリー改修補助	11,010 千円
バリアフリー住宅改修補助	10,732 千円
特殊建築物定期調査報告関連事業	5,945 千円
吹付けアスベスト除去等補助制度	7,500 千円
建築行政関連経費	53,047 千円
計	1,183,734 千円





## IV 市營住宅事業費



IV 市営住宅事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		10,223,421
	1 国庫支出金	2,910,434
	2 財産収入	2,582,671
	3 繰入金	3,178,315
	4 繰越金	1
	5 市債	1,552,000
2 市営住宅管理事業収入		21,516,019
	1 分担金及負担金	100,774
	2 使用料及手数料	12,749,671
	3 国庫支出金	2,584,269
	4 財産収入	52,286
	5 繰入金	1,666,539
	6 繰越金	1
	7 諸収入	1,573,479
	8 市債	2,789,000
歳 入 合 計		31,739,440

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		10,223,421
	1 市営住宅建設事業費	10,223,421
2 市営住宅管理事業費		21,506,019
	1 市営住宅管理事業費	11,343,917
	2 他会計へ繰出金	10,162,102
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,739,440

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業収入	10,223,421	12,593,143	△2,369,722	
1 国庫支出金	2,910,434	3,044,290	△133,856	
1 負担金	2,910,434	3,044,290	△133,856	
1 公営住宅建設負担金	2,910,434	3,044,290	△133,856	認証額の2/3、1/2、4.5/10又は1/3
2 財産収入	2,582,671	2,244,336	338,335	
1 財産売却収入	2,582,670	2,244,335	338,335	
1 住宅敷地売却代	2,582,670	2,244,335	338,335	
2 基金収入	1	1	—	
1 市営住宅敷金等 積立基金収入	1	1	—	
3 繰入金	3,178,315	2,799,516	378,799	
1 一般会計繰入金	507,450	408,088	99,362	
1 一般会計繰入金	507,450	408,088	99,362	一般会計からの所要額の繰入
2 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	2,670,865	2,391,428	279,437	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	2,670,865	2,391,428	279,437	
4 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
5 市債	1,552,000	4,505,000	△2,953,000	起債承認見込額
1 市営住宅建設事業公債	1,552,000	4,505,000	△2,953,000	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業 公債	1,552,000	4,505,000	△2,953,000	
2 市営住宅管理事業収入	21,516,019	25,852,205	△4,336,186	
1 分担金及負担金	100,774	—	100,774	
1 計画修繕事業負担金	100,774	—	100,774	
1 計画修繕事業費 負担金	100,774	—	100,774	
2 使用料及手数料	12,749,671	12,954,927	△205,256	
1 市営住宅使用料	12,749,671	12,954,927	△205,256	
1 市営住宅	12,664,140	12,872,139	△207,999	
2 住宅施設等	85,531	82,788	2,743	
3 国庫支出金	2,584,269	3,923,188	△1,338,919	
1 補助金	2,584,269	3,923,188	△1,338,919	
1 家賃低減対策費補助	107,339	142,242	△34,903	補助率 1/2
2 既設公営住宅 改善事業補助	2,476,930	3,780,946	△1,304,016	補助率 1/2又は4.5/10
4 財産収入	52,286	55,390	△3,104	
1 財産運用収入	41,465	41,600	△135	
1 住宅敷地賃地料	38,072	38,207	△135	
2 一般建物賃家料	3,393	3,393	—	
2 財産売却収入	2	2	—	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 土地売却代	1	1	—	
2 物品売却代	1	1	—	
3 基金収入	10,819	13,788	△2,969	
1 市営住宅敷金等 積立基金	10,819	13,788	△2,969	預金利子等
5 繰入金	1,666,539	1,743,956	△77,417	
1 一般会計繰入金	1,506,539	1,583,946	△77,407	
1 一般会計繰入金	1,506,539	1,583,946	△77,407	一般会計からの所要額の繰入
2 基金繰入金	160,000	160,010	△10	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入	160,000	160,010	△10	
6 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
7 諸収入	1,573,479	1,524,743	48,736	
1 納付金	791,525	797,403	△5,878	
1 納付金	791,525	797,403	△5,878	
2 雑入	781,954	727,340	54,614	
1 延滞金加算金及過料	9,692	9,503	189	住宅使用料等延滞金
2 弁償金	102,683	100,230	2,453	
3 住宅保証金	85,000	110,010	△25,010	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
4 雑入	584,579	507,597	76,982	共益費等
8 市債	2,789,000	5,650,000	△2,861,000	起債承認見込額
1 市営住宅管理事業公債	2,789,000	5,650,000	△2,861,000	
1 市営住宅管理事業 公債	2,789,000	5,650,000	△2,861,000	
合 計	31,739,440	38,445,348	△6,705,908	

### 3 歳出予算の説明

#### (1款) 市営住宅建設事業費

##### (1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	10,223,421	12,593,143	△2,369,722	2,910,434	1,552,000	5,253,537	507,450	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	10,223,421	12,593,143	△2,369,722	2,910,434	1,552,000	5,253,537	507,450	
1 職 員 費	506,990	407,589	99,401	—	—	500	506,490	繰入金 500
2 建 設 費	9,716,431	12,185,554	△2,469,123	2,910,434	1,552,000	5,253,037	960	財産収入 2,582,671 繰入金 2,670,365 繰越金 1

#### (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 506,990 千円

#### (2目) 建設費

市営住宅マネジメント計画の推進により、良好な市営住宅ストックを形成するための再編と改修、管理戸数の円滑な縮減、市営住宅ストックの有効活用による地域課題への貢献を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 7,133,761 千円

(桜の宮住宅、東多聞台住宅の建替えなど)

基金積立金 2,582,670 千円

計 9,716,431 千円

## (2款) 市営住宅管理事業費

## (1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	21,506,019	25,842,205	△4,336,186	2,584,269	2,789,000	14,636,211	1,496,539	
1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	11,343,917	16,018,601	△4,674,684	2,584,269	2,789,000	1,582,556	4,388,092	
1 職 員 費	243,813	320,514	△76,701	—	—	—	243,813	
2 管 理 費	11,100,104	15,698,087	△4,597,983	2,584,269	2,789,000	1,582,556	4,144,279	分担金及負担金 100,774 使用料及手数料 487,556 財産収入 52,286 繰入金 160,000 繰越金 1 諸収入 781,939

## (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 243,813 千円

## (2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

市営住宅指定管理料	3,738,785 千円
市営住宅の耐震改修事業	730,094 千円
市営住宅の計画修繕	4,616,180 千円
借上市営住宅の借上料	826,743 千円
借上市営住宅戸別返還事業	144,707 千円
借上住宅住替斡旋事業	152,370 千円
家賃滞納対策	26,956 千円
市営住宅管理システム改修	72,000 千円
敷金の基金造成及び敷金の返還	245,000 千円
住宅管理事務費等	547,269 千円
計	11,100,104 千円



## (2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	10,162,102	9,823,604	338,498	—	—	13,053,655	△2,891,553	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	10,162,102	9,823,604	338,498	—	—	13,053,655	△2,891,553	使用料及手数料 12,262,115 諸収入 791,540

## (1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる  
元利等の返還を行う。

元金償還	9,036,207 千円
借入金利子等	1,125,895 千円
計	10,162,102 千円

(3款) 予 備 費

(1項) 予 備 費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
3 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	

(1目) 予 備 費

10,000 千円

#### 4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和3年度 公営住宅等建替等	令和3～7年度	7,000,000	
令和3年度 公営住宅等耐震改修	令和3～5年度	709,000	
令和3年度 民間借上市営住宅戸別返還業務	令和3～9年度	25,000	
令和3年度 借上公営住宅 (継続)	令和3～8年度	80,000	

# V 関 連 議 案

## 1. 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が一部改正（令和 3 年 4 月施行）され、適合性判定の対象となる建築物の範囲が拡大される。また、建築基準法が一部改正（令和 2 年 9 月施行）され、許可の手続きが新設されたことなどに伴い、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）を改正する。

## 2. 改正の概要

### （1）建築物省エネ法の改正に係る手数料条例の改正

#### ①エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物の範囲の拡大による改正

（手数料条例第 2 条第 95 号、第 98 号、第 132 号の 12、第 132 号の 14 の 3、第 132 号の 15、第 132 号の 18）

これまで、2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物についてエネルギー消費性能の適合義務があったが、建築物省エネ法の改正により、対象が 300 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物に拡大されることになったため、規模に応じた判定手数料を設定するとともに、低炭素建築物の認定手数料、建築物省エネ法の各認定手数料についても同様の改正を行う。

また、エネルギー消費性能の算定対象とならない部分が多い工場等の用途に対応する判定手数料を設定する。

#### ②その他所要の改正

（手数料条例第 2 条第 95 号～第 132 号の 18）

建築物省エネ法の改正による条ずれ及び増築・改築の場合のエネルギー消費性能の算定方法の変更に伴い、改正を行う。

### （2）建築基準法の改正に係る手数料条例の改正

（手数料条例第 2 条第 117 号の 2～第 117 号の 5）

建築基準法に居住環境向上用途誘導地区における許可制度が創設されたため、当該許可に係る手数料を新設するとともに、都市計画で定められた地区における建築物の許可手数料について整理を行う。

### （3）その他所要の改正

（手数料条例第 2 条第 132 号の 3 イ、第 132 号の 5 イ、第 132 号の 13 イ、第 132 号の 16 イ）

認定手続きの合理化により、建築物省エネ法等の各認定における手数料のうち、構造計算適合性判定の審査手数料相当額を削除する。

## 3. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

第20号議案（建築住宅局関係）

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(94) [略] (95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（第98号に規定する検査を除く。） ア [略] イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(手数料) 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(94) [略] (95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（第98号に規定する検査を除く。） ア [略] イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)  
第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、同項に規定する非住宅部分(以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。)の床面積(ア)から(ウ)までに掲げる区分に該当する場合にあっては、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる床面積。第98号において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては

(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)  
第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、同項に規定する非住宅部分(以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあっては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

ては21万1,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。第132号の14の3において同じ。）に係る計算を要しない既存部分がある場合当該既存部分の床面積を除いた床面積

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書



の交付を受けたものとみなした  
場合 当該変更に係る部分  
の床面積（低炭素化促進法第  
54条第1項第1号に規定する  
建築物の低炭素化の促進のた  
めに誘導すべき経済産業大  
臣，国土交通大臣及び環境大  
臣が定める基準（以下「誘導  
基準」という。）に適合するか  
どうかの判断のための計算の  
方法を変更する場合にあって  
は，当該変更する部分の床面  
積を含む。）

(ウ) 建築物省エネルギー法  
第36条第1項の規定に基づく  
変更の認定を受け，かつ，同  
条第2項の規定において準用  
する建築物省エネルギー法第  
12条第3項の規定による通知  
書の交付を受けたものとみな  
した場合 当該変更に係る部  
分の床面積（基準省令第10条  
第1号又は第2号に規定する  
基準（国土交通大臣がエネル  
ギー消費性能を適切に評価で  
きる方法と認める方法を含  
む。）の適用を変更する場合  
にあっては，当該変更する部

分の床面積を含む。)

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

万平方メートル以上のものにあ  
っては29万6,000円をアに掲げ  
る額に加算する。

(99)～(117) [略]

(117の2) 建築基準法第60条の2第

1項第3号の規定に基づく都市再  
生特別地区内における建築物の容  
積率若しくは建蔽率，建築物の建  
築面積（同一敷地内に2以上の建  
築物がある場合においては，それ  
ぞれの建築面積）若しくは建築物  
の高さに関する制限の適用除外に  
係る許可又は同条第2項ただし書  
の規定に基づく都市再生特別地区  
内における同条第1項第3号に該  
当する建築物に係る壁面の位置に  
関する制限の適用除外に係る許可  
の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の3) 建築基準法第60条の2の

2第1項第2号の規定に基づく居  
住環境向上用途誘導地区内におけ  
る建築物の建蔽率に関する制限の  
適用除外に係る許可，同条第2項  
ただし書の規定に基づく居住環境  
向上用途誘導地区内における同条  
第1項第2号に該当する建築物に  
係る壁面の位置に関する制限の適

(99)～(117) [略]

用除外に係る許可又は同条第3項  
ただし書の規定に基づく居住環境  
向上用途誘導地区内における建築  
物の高さに関する制限の適用除外  
に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の4) 建築基準法第60条の3第

1項第3号の規定に基づく特定用  
途誘導地区内における建築物の容  
積率若しくは建築物の建築面積  
(同一敷地内に2以上の建築物が  
ある場合においては、それぞれの  
建築面積)に関する制限の適用除  
外に係る許可又は同条第2項ただ  
し書に規定する特定用途誘導地区  
内における建築物の高さに関する  
制限の適用除外に係る許可の申請  
に対する審査

1件につき 16万円

(117の5) 建築基準法第67条第3項

第2号の規定に基づく特定防災街  
区整備地区内における建築物の敷  
地面積に関する制限の適用除外に  
係る許可、同条第5項第2号の規  
定に基づく特定防災街区整備地区  
内における建築物の壁面の位置に  
関する制限の適用除外に係る許可  
又は同条第9項第2号の規定に基

づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

ア 1件につき、(ア)から(エ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のも

方メートル以内のものにあつては28万円，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転，修繕，模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合 当該計画の

のにあつては12万円，2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

（ア） 建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

（イ） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）

（ウ） 建築物を移転し，その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） 当該移転，修繕，模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合  
当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 建築物の計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつ

ては14万4,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 建築物を建築する場合

(大規模の修繕若しくは大規模の様替をし, 又は確認済



(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法

第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物の（ア）から（ウ）までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平

証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）

当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

（イ） 1の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法

第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

ア 1件につき、認定申請建築物の（ア）から（ウ）までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以

方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円, 5万平方メートルを超えるものにあつては80万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては, これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

ア 認定申請建築物を建築する場合(イに掲げる場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積  
イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては, 当該増加する部分の床面積)

内のものにあつては6万円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円, 5万平方メートルを超えるものにあつては80万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては, これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

(ア) 認定申請建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計

ウ 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(ウ) 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 認定申請建築物の計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の認定申請建築物につき（ア）及び（イ）に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあって

は12万1,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては14万4,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の認定申請建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円(認定申請建築物が共同住宅等であ

る場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）をアに掲げる額に加算する。

(ア) 認定申請建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の認定申請建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合それぞれの部分ごとの床面積

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をい

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築

う。以下第132号の14までにおいて同じ。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分(同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。)の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものに

等(低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。)第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分(同項

あつては7万6,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物

第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。)の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物

(以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

(ア) 誘導基準(非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方

(以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

(ア) 低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「誘導基準」という。)(非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万



メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のものにあっては 82 万 5,000 円, 2 万 5,000 平方メートル以上 5 万平方メートル未満のものにあっては 93 万 7,000 円, 5 万平方メートル以上のものにあっては 118 万 9,000 円

(イ) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第 10 条第 1 号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1 件につき, 非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものにあっては 9 万 5,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものにあっては 12 万 2,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものにあっては 16 万円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル

5,000 円, 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のものにあっては 69 万 1,000 円, 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のものにあっては 82 万 5,000 円, 2 万 5,000 平方メートル以上 5 万平方メートル未満のものにあっては 93 万 7,000 円, 5 万平方メートル以上のものにあっては 118 万 9,000 円

(イ) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第 10 条第 1 号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1 件につき, 非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものにあっては 9 万 5,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものにあっては 16 万円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものにあっては 26 万 6,000 円, 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル

未満のものにあつては26万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては34万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万7,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつて

未満のものにあつては34万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万7,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつて

は10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

1件につき,申出があった建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては3

は15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

ア 1件につき,申出があった建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)の(ア)から(ウ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000円, 30平方メートルを超え100平方メ

万1,000円,100平方メートルを超え  
200平方メートル以内のものにあっ  
ては4万7,000円,200平方メー  
トルを超え500平方メートル以内のもの  
にあっては6万円,500平方メー  
トルを超え1,000平方メートル以内の  
ものにあっては9万円,1,000平方  
メートルを超え2,000平方メー  
トル以内のものにあっては12万円,  
2,000平方メートルを超え1万平方  
メートル以内のものにあっては28  
万円,1万平方メートルを超え5万  
平方メートル以内のものにあっ  
ては44万円,5万平方メートルを超え  
るものにあっては80万円

ア 申出低炭素建築物について新  
築等する場合(イに掲げる場合を  
除く。) 当該新築等に係る部分  
の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確  
認を受けた申出低炭素建築物の  
低炭素建築物新築等計画の変更  
(同項の確認に係る部分に限  
る。)をして申出低炭素建築物に  
ついて新築等をする場合 当該  
低炭素建築物新築等計画の変更  
に係る部分の床面積の2分の1  
(床面積の増加する部分にあっ

ては3  
万1,000円,100平方メートルを超  
え200平方メートル以内のものに  
あっては4万7,000円,200平方メ  
ートルを超え500平方メートル以  
内のものにあっては6万円,500  
平方メートルを超え1,000平方メ  
ートル以内のものにあっては9  
万円,1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のものに  
あっては12万円,2,000平方メー  
トルを超え1万平方メートル以  
内のものにあっては28万円,1万  
平方メートルを超え5万平方メ  
ートル以内のものにあっては44  
万円,5万平方メートルを超える  
ものにあっては80万円

(ア) 申出低炭素建築物につい  
て新築等する場合((イ)に掲  
げる場合を除く。) 当該新築  
等に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項  
の確認を受けた申出低炭素建  
築物の低炭素建築物新築等計  
画の変更(同項の確認に係る  
部分に限る。)をして申出低炭  
素建築物について新築等をする  
場合 当該低炭素建築物新

ては，当該増加する部分の床面積)

ウ 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積)

(ウ) 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準 (同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で，同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。) に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては，構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであつて1の申出低炭素建築物につき (ア) 及び (イ) に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつ

ては12万1,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては14万4,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の申出低炭素建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による

(ア) 申出低炭素建築物について新築等をする場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし，又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の申出低炭素建築物がエキспанションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合それぞれの部分ごとの床面積

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による

場合

a bに掲げる場合以外の場  
合

1件につき、非住宅部分  
の床面積の合計が300平方  
メートル未満のものにあっ  
ては23万8,000円、300平方  
メートル以上1,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては30万円、1,000平方メ  
ートル以上2,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては38万8,000円、2,000平方メ  
ートル以上5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては56万3,000円、5,000平方メ  
ートル以上1万平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては68万9,000円、1万平方メ  
ートル以上2万5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては82万3,000円、2万5,000平方  
メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては93万5,000円、5万平方メ  
ートル以上のものにあっ  
ては118万7,000円

b 工場、倉庫、その他これら

場合

1件につき、非住宅部分の  
床面積の合計が300平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては23万8,000円、300平方メ  
ートル以上2,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては38万8,000円、2,000平方メ  
ートル以上5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては56万3,000円、  
5,000平方メートル以上1万  
平方メートル未満のものにあ  
っ  
ては68万9,000円、1万平方  
メートル以上2万5,000平方  
メートル未満のものにあっ  
ては82万3,000円、2万5,000平  
方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては93万5,000円、5万平方メ  
ートル以上のものにあっ  
ては118万7,000円



に類する用途に供する建築物（以下この号において「工場等」という。）の場合

1 件につき，非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万6,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては3万7,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては5万1,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては12万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては17万5,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては22万4,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては27万円，5万平方メートル以上のものにあつては39万円

(イ) 基準省令第1条第1項第

(イ) 基準省令第1条第1項第

1号口に規定する基準による  
場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分  
の床面積の合計が300平方  
メートル未満のものにあっ  
ては9万3,000円、300平方  
メートル以上1,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては11万9,000円、1,000平方  
メートル以上2,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては15万8,000円、2,000平方  
メートル以上5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては26万4,000円、5,000平方  
メートル以上1万平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては33万9,000円、1万平方メ  
ートル以上2万5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては41万5,000円、2万5,000  
平方メートル以上5万平方  
メートル未満のものにあっ  
ては48万2,000円、5万平方  
メートル以上のものにあっ  
ては64万4,000円

1号口に規定する基準による  
場合

1件につき、非住宅部分の  
床面積の合計が300平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては9万3,000円、300平方メ  
ートル以上2,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては15万8,000円、2,000平方メ  
ートル以上5,000平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては26万4,000円、5,000平方メ  
ートル以上1万  
平方メートル未満のものにあ  
っ  
ては33万9,000円、1万平方  
メートル以上2万5,000平方  
メートル未満のものにあっ  
ては41万5,000円、2万5,000平  
方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあっ  
ては48  
万2,000円、5万平方メ  
ートル以上のものにあっ  
ては64万  
4,000円

b 工場等の場合

1 件につき、非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものにあっては 2 万 2,000 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものにあっては 3 万 2,000 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものにあっては 4 万 6,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものにあっては 11 万 8,000 円、5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のものにあっては 16 万 8,000 円、1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のものにあっては 21 万 6,000 円、2 万 5,000 平方メートル以上 5 万平方メートル未満のものにあっては 26 万円、5 万平方メートル以上のものにあっては 37 万 9,000 円

(ウ) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する方法による場合

(ウ) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積（当該建築物について一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。b及びcにおいて同じ。）の合計に応じた（ア）の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた（イ）の額

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築又は改築（以下この号及び第132号の18において「増築等」という。）であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（同イの基準一次エネルギー消費量をいう。この号及び第132号の18において同じ。）で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた（ア）の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー

消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第34条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル

以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号及び次号において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合

以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号及び次号において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合

(bに掲げる場合を除く。)

1件(建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000

(bに掲げる場合を除く。)

1件(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては

円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円，5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

- b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000

93万5,000円，5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

- b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万



円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつ

2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつ

ては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分（以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。）のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円, 200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費

あつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分（以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。）のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円, 200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費

量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。

(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住

量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。

(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住

宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円，200平方メートル以上のものにあつては7,400円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円，5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円，200平方メートル以上のものにあつては7,400円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円，5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の16) 建築物省エネルギー法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査

1件につき、申出があった建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。）のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え

(132の16) 建築物省エネルギー法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査

ア 1件につき、申出があった建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。）の（ア）から（ウ）までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方

5 万平方メートル以内のものにあ  
っては44万円， 5 万平方メートル  
を超えるものにあっては80万円

ア 申出省エネルギー建築物につ  
いて建築をする場合（イに掲げ  
る場合を除く。） 当該建築に  
係る部分の床面積

イ 建築基準法第 6 条第 1 項の確  
認を受けた申出省エネルギー建  
築物の性能向上計画の変更（同  
項の確認に係る部分に限る。）  
をして申出省エネルギー建築物  
について建築をする場合 当該  
性能向上計画の変更に係る部分  
の床面積の 2 分の 1（床面積の  
増加する部分にあっては， 当該  
増加する部分の床面積）

ウ 申出省エネルギー建築物の大  
規模の修繕又は大規模の模様替  
をする場合 当該修繕又は模様  
替に係る部分の床面積の 2 分の  
1

メートルを超え 1 万平方メー  
トル以内のものにあっては28  
万円， 1 万平方メートルを超え  
5 万平方メートル以内のもの  
にあっては44万円， 5 万平方メ  
ートルを超えるものにあつて  
は80万円

（ア） 申出省エネルギー建築  
物について建築をする場合  
（（イ）に掲げる場合を除  
く。） 当該建築に係る部分  
の床面積

（イ） 建築基準法第 6 条第 1  
項の確認を受けた申出省エ  
ネルギー建築物の性能向上  
計画の変更（同項の確認に係  
る部分に限る。）をして申出  
省エネルギー建築物につい  
て建築をする場合 当該性  
能向上計画の変更に係る部  
分の床面積の 2 分の 1（床面  
積の増加する部分にあつて  
は， 当該増加する部分の床面  
積）

（ウ） 申出省エネルギー建築  
物の大規模の修繕又は大規  
模の模様替をする場合 当  
該修繕又は模様替に係る部

分の床面積の2分の1

イ 性能向上計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で，同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては，構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の申出省エネルギー建築物につき（ア）及び（イ）に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては12万1,000円を，1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては14万4,000円を，2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあって

は20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の申出省エネルギー建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 申出省エネルギー建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし, 又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。) 当該構造計算が適合するかどうかの審



査に係る部分の床面積

(イ) 1の申出省エネルギー建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(132の17) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件（建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認

(132の17) 建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件（建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認

める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合 (bに掲げる場合を除く。)

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000

める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては56万3,000円、5,000平方メートル以上

円, 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては56万3,000  
円, 5,000平方メートル以上  
1万平方メートル未満のも  
のにあつては68万9,000円,  
1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては82万3,000  
円, 2万5,000平方メートル  
以上5万平方メートル未満  
のものにあつては93万  
5,000円, 5万平方メートル  
以上のものにあつては118  
万7,000円

b 基準省令第1条第1項第  
1号口に規定する基準によ  
る場合

1件につき, 認定の申請  
に係る部分の床面積の合計  
が300平方メートル未満の  
ものにあつては9万3,000  
円, 300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の  
ものにあつては11万9,000  
円, 1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
ものにあつては15万8,000

1万平方メートル未満のも  
のにあつては68万9,000円,  
1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては82万3,000  
円, 2万5,000平方メートル  
以上5万平方メートル未満  
のものにあつては93万  
5,000円, 5万平方メートル  
以上のものにあつては118  
万7,000円

b 基準省令第1条第1項第  
1号口に規定する基準によ  
る場合

1件につき, 認定の申請  
に係る部分の床面積の合計  
が300平方メートル未満の  
ものにあつては9万3,000  
円, 300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満の  
ものにあつては15万8,000  
円, 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては26万4,000

円, 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては26万4,000  
円, 5,000平方メートル以上  
1万平方メートル未満のも  
のにあつては33万9,000円,  
1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては41万 5,000  
円, 2万5,000平方メートル  
以上5万平方メートル未満  
のものにあつては48万  
2,000円, 5万平方メートル  
以上のものにあつては64万  
4,000円

円, 5,000平方メートル以上  
1万平方メートル未満のも  
のにあつては33万9,000円,  
1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満の  
ものにあつては41万5,000  
円, 2万5,000平方メートル  
以上5万平方メートル未満  
のものにあつては48万  
2,000円, 5万平方メートル  
以上のものにあつては64万  
4,000円

c 基準省令第1条第1項第  
1号ただし書に規定する方  
法による場合

(a) 基準省令第1条第1  
項第1号イに規定する基  
準による場合（同号の非  
住宅建築物に係る増築等  
であつて、当該増築等の  
部分以外の非住宅部分の  
一次エネルギー消費量を  
基準一次エネルギー消費  
量で除して得た数値が  
1.2以上である場合に限

る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた a の額

(b) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が 1.2 以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた b の額

(c) (a) 及び (b) に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた a の額

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1 件につき、認定の申請に

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第 2 条第 3 号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1 件につき、認定の申請に

係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円，5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添

係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円，5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付され

付されていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万

ていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万

<p>6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円</p> <p>ウ [略]</p> <p>(132の18の2)～(158) [略]</p>	<p>6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円</p> <p>ウ [略]</p> <p>(132の18の2)～(158) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(略)

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改定等に伴い, 条例を改正する必要があるため。



第 21 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

**1. 改正の概要**

- (1) 令和 3 年度に新たに管理開始する神戸市営新日吉住宅を別表第 1 (1) に、神戸市営新求女住宅を別表第 1 (1) 及び (2) に、神戸市営住宅新求女駐車を別表第 5 (1) 及び (2) に追加する。
- (2) 用途廃止する神戸市営篠原第一住宅を別表第 1 (1) から削除する。

**2. 施行期日**

この条例は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、神戸市営篠原第一住宅を削除する改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第21号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																						
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																						
(1) 公営住宅	(1) 公営住宅																						
ア 国の補助に係る公営住宅	ア 国の補助に係る公営住宅																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール魚崎中町住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営新求女住宅</td> <td>神戸市東灘区住吉宮町1丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール・アスタ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営フレール魚崎中町住宅	[略]	神戸市営新求女住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目	[略]	[略]	神戸市営フレール・アスタ	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール魚崎中町住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営フレール・アスタ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営フレール魚崎中町住宅	[略]	[略]	[略]	神戸市営フレール・アスタ	[略]
名称	位置																						
[略]	[略]																						
神戸市営フレール魚崎中町住宅	[略]																						
神戸市営新求女住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目																						
[略]	[略]																						
神戸市営フレール・アスタ	[略]																						
名称	位置																						
[略]	[略]																						
神戸市営フレール魚崎中町住宅	[略]																						
[略]	[略]																						
神戸市営フレール・アスタ	[略]																						

若松住宅	
神戸市営新日吉住宅	神戸市長田区日吉町3丁目
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目
[略]	[略]

(2) 改良住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営丸の後住宅	[略]
神戸市営新求女住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
[略]	[略]

(3), (4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]

若松住宅	
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営篠原第一住宅	神戸市灘区篠原南町6丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目
[略]	[略]

(2) 改良住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営丸の後住宅	[略]
[略]	[略]

(3), (4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]

神戸市営 フレール 住吉宮町 住宅	[略]	[略]
神戸市営 新求女住 宅	神戸市営住 宅新求女駐 車場	神戸市東灘 区住吉宮町 1丁目
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅 の名称	駐車場の名 称	駐車場の位置
神戸市営 新求女住 宅	神戸市営住 宅新求女駐 車場	神戸市東灘区 住吉宮町1丁 目
神戸市営 神前住宅	神戸市営住 宅神前駐車 場	神戸市灘区神 前町4丁目
[略]	[略]	[略]

(3), (4) [略]

神戸市営 フレール 住吉宮町 住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅 の名称	駐車場の名 称	駐車場の位置
神戸市営 神前住宅	神戸市営住 宅神前駐車 場	神戸市灘区神 前町4丁目
[略]	[略]	[略]

(3), (4) [略]

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1第1号イの表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表

第1第1号アの表神戸市営新求女住宅の項及び神戸市営新日吉住宅の項，別表第1第2号の表神戸市営新求女住宅の項，別表第5第1号アの表神戸市営新求女住宅の項並びに別表第5第2号の表神戸市営新求女住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は，施行日前においても，新条例の例によりすることができる。

#### 理 由

市営住宅を設置する等に当たり，条例を改正する必要があるため。